

福祉器具貸借契約書

北谷町社会福祉協議会長（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）は福祉器具の貸借について次の条項により締結する。

（目的）

第1条 この契約は甲が在宅の身体障害者、又はねたきり老人等に福祉器具を無償で貸与し、在宅要援護者の福祉増進を図ることを目的とする。

（福祉器具）

第2条 貸与する福祉器具の種類は次の通りとする。

- （1） 車椅子・シャワーチェア
- （2） ベッド（寝台）
- （3） エアーマット
- （4） 松葉杖
- （5） その他

（貸与期間）

第3条 福祉器具の期間貸与は最高期間6ヶ月とする。

（借受人義務）

第4条 乙は貸与を受けた福祉器具を維持管理するものとし、当該福祉器具を他の目的に使用及び、譲渡、交換、転貸、又は担保に供してはならない。

第5条 福祉器具の全部又は一部を破損し、又は滅失した場合は、全額又は一部を補償しなければならない。但し、やむをえない事由による場合は、この限りではない。

第6条 乙は当該福祉器具の利用が不必要となった場合は、すみやかに甲に当該福祉器具を返還しなければならない。

（器具の返還）

第7条 福祉器具の貸付を受けた者は、床ずれ防止マット器等については使用後は消毒をして、返還するものとする。

（貸付対象者）

第8条 福祉器具の貸与対象者は在宅障害（児）者、ねたきり老人及び福祉器具を必要とする者、ただし、病院及び施設等で使用するものは対象外とする。

（返還命令）

第9条 甲は乙が第5条から第6条までの条項に違反した場合には、当該福祉器具の返還を命ずることができる。

第10条 この契約に関し、疑義が生じた時は、乙は甲の指示に従うものとする。この契約の締結を証するため本書二通を作成し、甲乙双方の記名捺印のうえ各自一通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 北谷町社会福祉協議会長 ⑩

乙 住 所
.....
氏 名 ⑩

☎
.....